

# 「大鏡の待遇表現の考察」

——待遇主体の評価的態度をめぐって——

金 仁 珠

## はじめに

従来、「大鏡」における待遇表現の研究は、表現形式そのものを整理把握することに偏り、表現形式の実際の使い分けに際してはたらく要因、とりわけ待遇主体の評価的態度という面での要因についての十分な検討がなされていなかった。<sup>(注1)</sup>すなわち、これまで待遇主体の評価的態度を決定する要因として言及されているのは、待遇される側の地位・身分<sup>(身分)</sup>だけである。この、地位・身分という要因によってすべての用例を処理してきたのである。しかし、地位・身分が評価的態度を決めるのにもっとも強力に作用した要因とはいえず、つねに唯一の決定権を握っているとは限らない。小論では、「大鏡」の待遇表現の調査から、表現の使い分けのありようを示したうえで、地位・身分以外にも待遇主体の評価的態度に対して注目すべき要因がはたらいていることを明らかにしたい。また、それを通して待遇主体の評価的態度の要因に関しての十分な検討が表現形式と評価的態度の相関関係を明らかにするために必要不可欠だということを提示できるものと考えている。

「大鏡」の作者は、序の部分において世継の口をかりて、

「まめやかに世継が申さむと思ふことは、ことごとかは。ただいまの入道殿下の御有様の、世にすぐれておはしますことを、道俗男女の御前にて申さむと思ふが、いとこと多くなりて、あまたの帝王・后また大臣・公卿の御上をつづくべきなり。そのなかに、幸い人におはしますこの御有様申さむと思ふほどに、世の中のこのかくれなくあらはるべきなり。」

と述べ、

「世間の摂政・関白と申し、大臣・公卿と聞こゆる、古今の、みな、この入道殿の御有様のやうにこそはおはしましらめとぞ、今様の児どもは思ふらむかし。されども、それさもあらぬことなり。いひもていけば、同じ種一つ筋にぞおはしあれど、門分かぬれば、人々の御心もちるも、また、それにしたがひてことごとになりぬ。」

と述べている。

このように、冬嗣を始祖とし、その血をうけた人々であっても、各々のありさまはおなじではないこと、それにあくまでも話の焦点は道長にあることなど、作者の価値観がはっきりと示されている。

以上のことに注目して、

A、道長に至るまでの親子の関係で一筋に続く主流の人々―冬嗣、長良、基経、忠平、師輔、兼家、道長―のグループ（以下、「道長すじ」と呼ぶことにする。）

B、そうでない傍流のグループ

に分けて、待遇主体の評価的態度としてA Bを差別するという観点から待遇表現の使い分けがあるかどうかを検討してみたい。

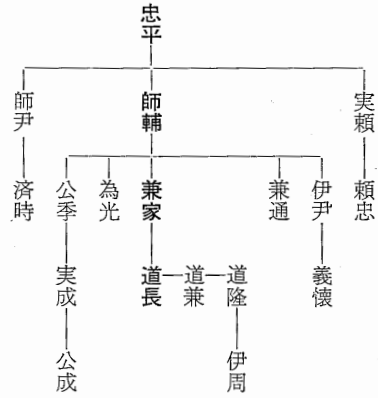


図1 「道長すじ」はゴチックで示す。以下同じ。

「のたまふ」は語り手の話の中に46例見えるが、その使われ方は「のたまはず」の方が大臣中心であるのと異なっている。つまり、

二〇〇 「のたまふ」

その用例の多くは大納言、中納言、右衛門督、但馬守、清範律師、進内侍、乳母など、「大鏡」の中での序列構成上、下位の人物に対しての待遇表現である。

しかし、「のたまはず」で待遇している人物と地位・身分が同じ人、すなわち、帝、太政大臣、大臣を「のたまふ」で待遇した例が6例ある。

1 (世継↓天智帝)<sup>(注3)</sup>

その女御ただにもあらず、孕みたまひにければ、帝の思し召しのたまひけるやう、この女御の孕める子、男ならば臣が子とせむ、女ならば朕が子とせむと思して(道長伝・上)

2 (世継↓伊尹)

ここにもさ思ふことなり。さらば申さじとのたまふを、いとうれしと思はれけるに、いかに思しなりにけることにか、やがて問ひごともなく、なりたまひにければ(伊尹伝)

3 (世継↓頼忠)

中門の北の廊の連子よりのぞかせたまへば、いみじうはやる馬にて、御紐おしつけて、雑色二三十人ばかりに、先いと高くおはせを、うち見いれつつ、馬の手綱ひかへて、扇高くつかひて通りたまふを、あさましく思せど、なかなかなることなれば、こと多くものたまはで、ただ、なさけなげなるに思にこそありければかりぞ申したまひける。(頼忠伝)

4 (世継↓時平)

生きてもわが次にこそものしたまひしか。今日、神となりたまへりとも、この世には、われに所置きたまふべし。いかでかさらではあるべきぞとにらみやりてのたまひける。(時平伝)

5 (世継↓伊周)

この君たち皆おとなびたまひて、女君たちは后がねとかしづきたまつりたまひしほどに、さまざま思ししこともたがひて、かく御病さへ重りたまひにければ、この姫君たちをすゑなめて、泣く泣くのたまひける (道隆伝)

6 (世継↓道兼)

また、大小のことをも申し合せむと思つたまへれば、無礼をもえはばからず、かくらうがはしき方に案内まうしつるなりなどこまやかにのたまへど、言葉もつづかず (道兼伝)

以上の6例以外の「のたまふ」はすべて大納言以下の人物に対して使われている。普通、「のたまはず」「おほせらる」が期待されるこれらのケースに「のたまふ」が使われているのはどういう要因がはたらいたためであろうか。

次の図2は、2〜6までの用例の「のたまふ」で待遇されている人物を簡単な系図で示したものである。

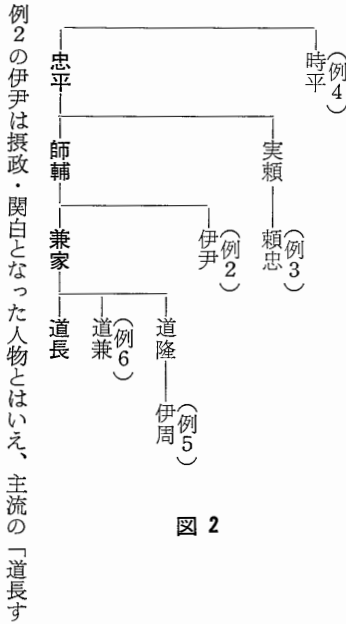


図 2

例2の伊尹は摂政・関白となった人物とはいえ、主流の「道長す

じ」ではない人である。例3の頼忠は関白であったが、直衣で参内することはなかったことが「頼忠伝」に述べられていて「関白したまへど、よその人におはしましければにや」と評されている。すなわち、頼忠は外戚関係がない人で、兼家と対抗したが主流にはなれなかった傍流の人物である。例4の時平は、世継が「かくあさましき悪事を申し行ひたまへりし罪により、この大臣の御末はおはせぬなり」と述べているように、道真の怨みによって衰亡する人物である。時平一族の衰亡によって道長のそもその出自である忠平の一族が栄えたのである。例5の伊周の場合、道長に対立したが敗れて失意の境遇にある人物である。例6の道兼については、道兼が花山院をすかし退位させ、またその子息の兼隆も小一条院をすかして辞退させたものだとし「帝・春宮の御あたり近づかでありぬべき族」という世間の噂があったという記事が述べられている。以上、2〜6までの人物は「道長すじ」ではない傍流のグループの人々であるという共通点をもっている。

二——「おほせらる」

世継が「おほせらる」で待遇している人物は、

- a 帝・天智帝、陽成院、村上帝、田融院、花山院、一条院、三条院。
- b 后 (遵子)、東宮 (後朱雀)、親王 (永平親王、敦道親王)
- c 太政大臣 (兼家、公季、道長)、左大臣 (雅信)、内大臣 (道隆)、右大臣 (師輔)
- d 道長室明子、道長男右馬頭入道顕信、同大納言能信

である。繁樹は、帝 (村上帝、醍醐帝)、太政大臣忠平について、

待は東宮教明と道長に対して各々「おほせらる」で待遇している。これ以外の登場人物間の用例も詮子が一条院に対して、道長が三条院に対して、女が道長に対して、というように、帝、太政大臣に対しての使い方である。ところが、dのグループの人物は「大鏡」の登場人物の官位を相対的に捉えた場合、高い官位には属さない人物である。これらの人物は、「おほせらる」よりもむしろ「のたまふ」の方が期待される官位の人々であるが「おほせらる」でも待遇されているということである。顕信に対しては「のたまふ」で待遇した例があり、待も能信に対して「のたまふ」で待遇した例がある。このことは、cの人物に対しては「のたまふ」で待遇した例がないのと対照的である。すなわち、

(世継↓明子)

高松殿の御夢にこそ、左の方の御ぐしを、なからより剃り落させたまふと御覧じけるを、かくて後にこそ、これが見えけるなりけりと思ひさだめて、ちがへさせ、祈などをすまかりけることをと仰せられける。(道長・上)

(世継↓顕信)

これがあまた重ねて着たるなむうるさき。綿を一つに入れなして一つばかりを着たらばや。しかせよと仰せられければこれかれそそきはべらむもうるさきにことを厚くしてまらせむ」と申しければそれはひさしくもなりなむ。ただとくと思ふぞと仰せられければ(道長・上)

と「おほせらる」で待遇している。それでは、これらの用例にはどのような要因がはたらいたのであろうか。ここで注目したいのは、dのグループの人物が道長の妻、息子という立場の人々であるとい

うことである。他の大納言以下の人物に対しては「のたまふ」で待遇しているのに、dのグループは「道長すじ」の人々であるので「おほせらる」で待遇していると思われる。これは二一〇の「のたまふ」の場合、傍流のグループの人々に対して低く待遇しているのとうらはらで、同じく待遇主体の評価的態度による差別的観点からである。

## 二一〇 「給ふ」「せ給ふ」

つぎの表は、「大鏡」の列伝として表題に掲げられている人物に対する世継の「給ふ」「せ給ふ」による待遇表現の数を示したものである。

	「給ふ」	「せ給ふ」
左大臣冬嗣	4	
太政大臣良房	9	3
右大臣良相	2	
権中納言長良	3	
太政大臣基経	10	14
左大臣時平	10	6
右大臣仲平	3	1
太政大臣忠平	5	18
太政大臣実頼	9	5
太政大臣頼忠	10	7
左大臣師尹	4	1
右大臣師輔	8	22

太政大臣伊尹	5	10	○
太政大臣兼通	8	9	○
太政大臣為光	2		○
太政大臣公季	3	14	●
太政大臣兼家	4	43	●
内大臣道隆	19	30	☆
右大臣道兼	20	13	☆
太政大臣道長	21	129	★

□ △ ○ ☆    などの模様は世代別  
 ■ ▲ ● ★ ↓ 「道長すじ」  
 □ △ ○ ☆ ↓ 「道長すじ」以外の傍流の人々

上の表から「道長すじ」の忠平、師輔、兼家、道長と、それ以外の人々の間には、「給ふ」「せ給ふ」の使用の面ではっきりとした差があることがわかる。□印をつけた世代の人々のなかでは時平、仲平に比べて忠平が多く「せ給ふ」で待遇され、△をつけた世代の人々のなかでは実頼、師尹に比べて師輔が多く「せ給ふ」で待遇されている。また、○印をつけた人々の中では頼忠、伊尹、兼通に比べて兼家が、やはり「せ給ふ」で待遇されることが多い。さらに、道長は「せ給ふ」129例で、道隆、道兼よりはっきりと高い比率で「せ給ふ」で待遇されている。以上のように、「道長すじ」に対しては「せ給ふ」を中心として待遇し、「道長すじ」でない人々に対しては「給ふ」を中心として待遇しているのである。公季に対しては、「せ給ふ」で待遇する用例が多いが、これは公季の母が醍醐天皇皇女康子内親王であること、中宮安子に養育され親王扱いを受けたこと

となど公季の出自から理解できる。

社会的序列体系の中でもトップレベルを構成するクラスというここでは「道長すじ」の人々も「道長すじ」ではない人々も同じであるが、待遇主体の評価的態度によって、「給ふ」「せ給ふ」の使い方に大きな隔たりがあったのである。

### 二一三 「おはす」「おはします」

「大鏡」の「おはす」「おはします」の使われ方は次のようである。

- a 神、帝―「おはす」で待遇することはない。
- b 皇后―単独では「おはす」で待遇することはない。
- c 帝の兄弟、親王、内親王―具体的に名を示した東宮に対して「おはす」で待遇することはない。(例外がある)
- d a、b、c、以外は、女御、摂政関白、太政大臣といつても場合によって差があって「おはす」「おはします」ともに使用されている。
- e 乳母、女房、繁樹後妻、大師、忠良女、敦忠子、など「大鏡」の中で身分の面から一番下のグループの人々に対しては「おはす」で待遇していて「おはします」で待遇した例はない。

以上を「おはす」「おはします」の使われ方から分けると、「おはします」専用のa、b、cと、「おはす」専用のeと、両表現とも使用されるdの三つに分けられる。また、以上は世継の待遇表現の使い方であるが、繁樹、侍の場合も同じである。すなわち、繁樹、侍の詞中には「おはす」は用いられていないが、繁樹、侍の話

題として登場する人物に対しては世継も「おはします」で待遇しているのである。

さて、dのグループの人々に対して「おはす」「おはします」の両表現が使われるといっても、「おはします」が殆どであってまれに「おはす」が用いられるという具合である。しかし、官位から考えればdのグループに入る人物であるにも関わらず「おはします」では待遇しないで、「おはす」だけで待遇しているケースがある。左大臣師尹系の師尹、八の宮、芳子、済時に対しての待遇表現がそれである。

(世継↓芳子)

御女、村上の御時の宣耀殿の女御、かたちをかしげにうつくしう

おはしけり。(師尹伝)

(世継↓師尹)

かかることなむと、父大臣は聞きたまひて、御装束して、手洗ひなどして、所々に誦経などし、念じ入りてぞおはしける。(師尹伝)

(世継↓八の宮)

この女御の御腹に、八の宮とて男親王一人生れたまへり。御かたちなどは清げにおはしけれど(師尹伝)

(世継↓済時)

この大將は、父大臣よりも御心さまわづらはしく、くせぐせしきおぼえまさりて、名聞になどぞおはせし。(師尹伝)

(繁樹、侍のこれらの人々に対する用例はない。)

などで、あとと済時に対する4例、芳子に対する2例も「おはす」で待遇している。これには、どのような要因がはたらいたのであろうか。

次の図は師尹系と「道長すじ」との関係を示したものである。

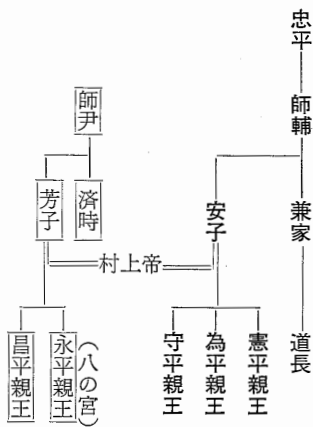


図3 □は、師尹系の人物を示す。

師尹は、「道長すじ」の師輔と対立した人物で、この二人の娘である芳子と安子も、村上帝をめぐってライバル関係にあった。芳子は、村上天皇の寵愛がことのほかに厚い女御だったので、安子は芳子をライバルと意識して妬んだのである。「師輔伝」には、安子が芳子の方にむかって破片を投げつけたというエピソードがあって、はげしい嫉妬心を描いている。このように、娘たちの争いも加わって、「道長すじ」とそれ以外の傍流とは対立していたのである。その傍流の人物に対しては、dのグループであるにも関わらず、専ら「おはす」で待遇しているのである。師尹系とは対照的に、師輔の15例のすべて、安子の10例すべてが「おはします」で待遇され、「おはす」が用いられていないということも、待遇主体の評価的態度の差を非常によく現している。

つぎに、cの帝の兄弟、親王、内親王の場合の用例で気になる広平親王の例について考えてみたい。

(世継↓広平親王)

元方の民部卿の御孫、儲の君にておはする頃、帝の御庚申せさせたまふに(師輔伝)

村上帝第一皇子の広平親王に対する待遇表現である。ここは、祐姫(南家の裔元方の娘)がすでに皇子(広平親王)を産んではいるものの、安子が懐妊(憲平親王)したので、もし皇子を産んだらどうしようかと、元方が気をもんでいた、ちょうどその頃の庚申待の話である。師輔が、生まれるのが皇子かどうかを占い、皇子なら調六が出るようにと言ったところ一度で出たので、元方は大きなショックを受けたという話である。したがって、具体的に名を示してはいないが、「元方の民部卿の御孫、儲の君」といえば、広平親王のことであるということとは話す方も、聞く方も判然とわかる場面である。結局、広平親王は、東宮にはなれなかったが、「儲の君」であった頃の話なのに「おはす」で待遇しているのは普通の使われ方ではない。「大鏡」では、高明親王、為尊親王、敦道親王、資平親王、師明親王、重明親王、盛明親王、敦平親王、敦康親王、敦実親王、敦明親王、などには「おはす」で待遇した例はない。

ここでの人物を「道長すじ」とライバル側に分けて示すと以下のようになる。

ライバル	「道長すじ」
元方の民部卿	師 輔
元 子	安 子
広平親王	憲平親王

このように、世継が「帝、春宮と申し、代々の関白、摂政と申す

も、多くは、ただこの九条殿の御一筋なり」と述べている、その師輔のライバル側の人物に対しての待遇意識が働いた結果である。同じ場面で、

(世継↓安子)

冷泉院の生まれおはしましたるほどにて、さらぬだに世の人のかがと思ひまうしたるに(師輔伝)

のような用例もあり、また、「おはす」「おはします」以外の待遇表現も「道長すじ」の師輔系かライバル関係にある元方系かによって判然と差がある。元方の民部卿には「たまふ」で待遇し、師輔には、「さぶらはせたまひて」「攤打たせたまふ」と待遇している。

さらに、元方に対しては、「色もいと青くことなりたりけれ」と尊敬表現を用いてない場合や「霊に出でまして」と「ます」で待遇している例がある。「言ふ」の尊敬表現も「大鏡」のなかで一番敬意の度が低い「のたまふ」を用いている。世継が「ただこの第一筋のかく栄えたまふべきぞ見まうす」と語っている人物師輔に対する待遇意識とは差がある。以上のように「おはす」「おはします」の場合も、「道長すじ」かそうではないかということでも待遇主体の評価の態度が異なっていることがわかった。

## ま と め

「大鏡」の待遇表現について、「のたまふ」、「おはせらる」、「給ふ」、「せ給ふ」、「おはす」、「おはします」の順で検討した。その結果、待遇主体の評価の態度を決定する要因として、「道長すじ」かどうかという差別的要因がはたらいっていることがあきらかになった。地位・身分という要因が当代において強力に作用する要因とは

いえ、それだけが表現形式と評価的態度との相関関係をきめる前提となることはありえない。待遇表現の使用を、その背景にある社会あるいは文化との関係でとらえるのは、大事なことである。しかし、実際の言語の使用は、そのような、いわゆる時代的特徴だけから機械的に行われるのではなく、もっと柔軟に行われる。本稿では、その柔軟な言語使用を捉えるために評価的態度の一つとして「道長すじ」とそうでないすじとの違いを考えてきた。地位・身分に比べると微弱な要因かもしれないが、このように評価的態度の要因を多面的に考えることによって、個々の文学作品を生き生きと解釈することができる。

注(1) 『いみしうときにおはせしほとに』考

「非尊敬動詞に接続せる尊敬助動詞『る』『らる』考」

「尊敬補助動詞『給ふ』と二重敬語『せ給ふ』考」

小久保崇明(一九七八)『大鏡の語法の研究』所収論文 さるび

あ出版

保坂弘司(一九七九)「大鏡における語法の位相」『大鏡 研究序

説』講談社

(2) 小論ではおもに序列構成上の官位に相当する。

(3) ↓の上側は待遇主体、↓の下側は待遇客体、すなわち、待遇される側の人物を示す。↓は、待遇の方向を示す。

(4) 1の帝に対する用例については、ここでの観点と直接的に関係しないので取り上げないことにする。

(5) (世継↓法師東宮)

中に法師東宮おはしけるこそ、うせたまひて後に、贈太上天皇と申して……(師尹伝)

(6) 元方に対するこの用例以外は、世継の繁樹の妻に対する用例だけである。

※小論は古本系の東松本、平松本を中心に調査したが、論文の中での引

用は「日本文学全集」所収「大鏡」(平松本)によった。ただし、「↓」は筆者の方針によりはずした。

(筑波大学博士課程 文芸・言語研究科 日本語学)